

10月
START

こども誰でも通園制度

★こども誰でも通園制度とは？

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

令和8年度に全国一律で実施が予定されている「こども誰でも通園制度」の開始に向け、山陽小野田市では、令和7年10月1日から、試行的事業を実施します。家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、普段、保育園等に通っていないお子さんの健やかな成長を支えます。

園・子育て支援課（☎ 82-1207）

【市HP】

対 象

次の全てを満たすお子さんが対象です。

- ①市内に住民登録があり、現に居住している子ども
- ②生後6か月から満3歳未満の子ども
※3歳の誕生日前日に対象外となります。
※実施施設の受入可能月齢に満たない場合は利用できません。
- ③幼稚園、認可保育所、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に在籍していない子ども

実施施設

高千帆小百合幼稚園、認定こども園小野田めぐみ幼稚園、ねたろう保育園

利用時間

一人あたり月10時間以内

※実施施設により利用時間、対象年齢は異なります。

利用料金

1時間あたり300円

※給食、おやつを提供を受ける場合は別途料金がかかります。

※生活保護世帯、住民税非課税世帯等は減免制度があります。詳しくはお問い合わせください。

申請方法

①WEB申請

②所定の書類を添えて子育て支援課に提出または郵送

※申込書は市ホームページからダウンロードできます。



【WEB申請】

注意事項

当日キャンセルの場合、利用予約されていた時間は利用したものとして取り扱います。キャンセルに伴う利用料の負担はありません。利用施設・利用時間によってはご家庭で準備していただくものがあります。施設との面談の際にご確認ください。

《申請から利用までの流れ》

9月から

電子システムまたは窓口にて利用者認定申請

申請内容を市が審査

利用認定通知・総合支援システム利用に必要なアカウントを発行※

発行されたアカウントで総合支援システムにログイン、こどもの情報入力、利用施設の面談予約

事前面談（初回のみ）

総合支援システムにて利用希望日の予約

10月から

利用開始

※申請からアカウント発行まで時間を要します。利用希望日まで余裕をもって手続きしてください。



Q & A

Q. 一時預かりと併用できるの？

A. 併用できます。ただし、申込みから利用までの手続きは異なりますのでご注意ください。

Q. 親子通園できるの？

A. 親子通園の有無については施設によって異なりますので、事前に各園へ確認してください。

Q. 施設の変更はできるの？

A. 変更可能です。ただし、初めて利用する施設は面談が必要となります。

Q. 給食・おやつを提供はあるの？

A. 利用施設ごとに提供の有無・内容は異なりますので、利用施設を決定する際、事前に各園へお問い合わせください。